

令和3年度

# 教育・保育施設 利用手続きのあらまし



上富良野町

## 1. 幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。無償化に伴って、幼稚園や保育所、認定こども園、児童発達支援センターなどを利用する 3～5 歳児の子どもの利用料が無償になります。

ただし、給食費、おやつ代、教材費、通園送迎費、制服代などの「実費で徴収する費用」は、引き続き保護者の負担となります。これらの費用が保育料に含まれていた場合は、10 月から新たに実費徴収となります。

入園に必要な手続きは以下の表のとおりです。

対象施設	年齢	備考	利用料	申請手続き
認定こども園 上富良野高田幼稚園  わかば中央保育園  わかば愛育園  上富良野西こども園	0～2 歳児	住民税非課税世帯	無償	教育・保育給付認定
		上記以外	所得によって算定します。	教育・保育給付認定
	3～5 歳児	預かり保育利用 (保育の必要性あり)	利用料(保育料)に加えて、預かり保育利用料が月額 11,300 円(450 円×利用日数)まで無償(保育の必要性の認定を受けている場合のみ)	教育・保育給付認定 施設等利用給付認定
		預かり保育利用 (保育の必要性なし)	利用料(保育料)は無償。預かり保育利用料は利用時間に応じて算定します。	教育・保育給付認定
町外の幼稚園	3～5 歳児	預かり保育利用 (保育の必要性あり)	利用料(保育料)に加えて、預かり保育利用料が月額 11,300 円(450 円×利用日数)まで無償(保育の必要性の認定を受けている場合のみ)	教育・保育給付認定 施設等利用給付認定
		預かり保育利用 (保育の必要性なし)	利用料(保育料)は無償。預かり保育利用料は利用時間に応じて算定します。	教育・保育給付認定
町外の保育所	0～2 歳児	住民税非課税世帯	無償	教育・保育給付認定
		上記以外	所得によって算定します。	教育・保育給付認定
認可外保育施設	0～2 歳児	住民税非課税世帯	月額上限 42,000 円まで無償	施設等利用給付認定
		上記以外	施設によって算定します。	認定の必要はありません。
	3～5 歳児	全員	月額 37,000 円まで無償	施設等利用給付認定
児童発達支援センター	0～2 歳児	住民税非課税世帯	無償	認定の必要はありません。
		上記以外	所得によって算定します。	認定の必要はありません。
	3～5 歳児	全員	無償	認定の必要はありません。

## ■ 副食費の免除について

年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び第 3 子以降の子どもが対象です。（世帯収入や兄弟構成を元に市が決定する市町村民税課税額から、免除の判断を行います。）

世帯収入	第 1 子	第 2 子	第 3 子
市町村民税所得割額 77,100 円以下	副食費免除	副食費免除	副食費免除
市町村民税所得割額 77,101 円以上	副食費保護者負担		副食費免除

## 2. 認定手続き

「教育・保育給付支給認定申請書」に必要な書類を添付して提出願います。  
認定の区分は、年齢や保護者の就労状況等によって次の 3 つに分かれます。

認定区分		利用できる施設	対象となる子ども
1号認定 (教育標準時間認定)		認定こども園上富良野高田幼稚園 わかば中央保育園 わかば愛育園 上富良野西こども園	満 3 歳以上の小学校就学前のお子さん
保育認定	2号認定	標準時間	満 3 歳以上の <b>保育認定基準</b> に該当する小学校就学前のお子さん
		短時間	
	3号認定	標準時間	満 3 歳未満の <b>保育認定基準</b> に該当するお子さん
		短時間	

## 教育・保育時間と利用負担額

		7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
1号	幼稚園型の延長 100 円/30 分	わかば中央保育園 わかば愛育園 教育時間						幼稚園型預かり事業 限度額の範囲で施設 が設定する利用料		幼稚園型預かり事業 の延長 【100 円/30 分】			
		認定こども園上富良野高田幼稚園 上富良野西こども園 教育時間											
2号 3号	延長保育 100 円/30 分	保育短時間認定 8 時間											延長保育 【100 円/30 分】
		保育標準時間認定 11 時間											

### 3.施設等利用給付認定

1号認定を受けている子どもの預かり保育の利用料や、認可外保育施設を利用する子どもの利用料は、施設等利用給付認定を受けることで、一部無償となります。

施設等利用給付認定は、園を通じて町に申請を行うため、別紙の申請書に必要事項を記入して、園に提出してください。

### 4.認定こども園・保育所所在地及び定員

#### 【認定こども園】

**① 認定こども園上富良野高田幼稚園**（学校法人専誠寺学園）

上富良野町栄町3丁目2番30号（☎0167-45-2446）

定員150名（1号認定100名 2号・3号認定50名）

ホームページ：<http://www.takada.ed.jp/index.html>

**② わかば中央保育園**（社会福祉法人わかば会）

上富良野町富町1丁目4番90号（☎0167-45-2074）

定員95名（1号認定15名 2号・3号認定80名）

ホームページ：<http://park12.wakwak.com/~chuouhoikusyo/index.html>

**③ わかば愛育園**（社会福祉法人わかば会）

上富良野町旭町3丁目5番43号（☎0167-45-2803）

定員60名（1号認定15名 2号・3号認定45名）

ホームページ：<http://wakabaaiikuen.hjk.ne.jp/index.html>

**④ 上富良野西こども園**（学校法人専誠寺学園）

上富良野町泉町1丁目5番15号（☎0167-45-4072）

定員50名（1号認定10名 2号・3号認定40名）

ホームページ：<http://www.takada.ed.jp/nishi.html>



※やむを得ない事由により、町外の保育施設等の利用を希望される場合は、保健福祉課子育て支援班にご相談ください。

## 5.利用対象

上富良野町内に在住する0歳～6歳までの小学校就学前のお子さん

## 6.入園時期

令和3年4月～令和4年3月 ※年度途中の利用も受け付けします。

※令和3年度中に、産休や育休明け、就職希望や出産予定の方で、入園を希望する場合は、お早めにご相談ください。

## 7.保育認定基準

保護者が次のいずれかに該当する場合は、保育認定を受けることができます。

- 就労（予定）している場合。（会社にお勤めや自営業などの場合）
- 妊娠または出産
- 疾病や負傷または心身の障害
- 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合。
- 家族や親族の介護または看護
- 教育や職業訓練を受けている場合
- 求職活動中の場合
- 育児休業中に、既に保育認定の子どもがいて継続利用が必要な場合
- その他、上記に類する状態として町が認める場合

## 8.利用時間及び休園日

- 教育時間（1号認定） 4時間以上（各認定こども園で定めています。）  
【休園日】土曜日、日曜日、祝日、夏・冬・春休み
- 保育時間（2号・3号認定）
  - ・保育標準時間 午前7時00分～午後6時00分まで（月～土曜日）
  - ・保育短時間 午前8時00分～午後4時00分まで（月～土曜日）  
【休園日】日曜日、祝日、年末年始（12/31～1/5）

いずれの認定でも、午前7時から午後6時30分の範囲で、延長保育や預かり保育を利用することができます。  
※利用料がかかる場合もあります。

## 9.給食について

- ・ 1号認定は、給食費は実費負担となりますので、各施設にお問い合わせください。
- ・ 2号認定は、給食費は実費負担となりますので、各施設にお問い合わせください。
- ・ 3号認定は、給食費は、利用料(保育料)に含まれています。

## 10. 認定申請及び入園申込み

- ・ 認定申請先……保健福祉課子育て支援班（随時受け付け）
- ・ 入園申込み先…利用を希望する施設

### ！令和3年度の新規入園一斉受付

12月1日～30日まで、各施設で認定申請と入園申込みを同時に受け付けします。  
令和3年4月～令和4年3月の年度途中入園も受け付けします。  
※出生前のお子さんの申込みは受け付けできません。

※産休や育休明け、就職等の時期が決まっている方についてもご相談ください。

## 11. 申込みに必要な書類

- ◎ **認定申請書**（児童1人につき1枚）  
裏面の「記入上の注意」をご覧ください。正確に記入してください。（押印2か所）
- ◎ **保育認定の理由を確認できる書類**（2号・3号認定のみ）

認定の理由	提出書類	留意事項及び添付書類
お勤め	就労(内定)証明書	勤務先代表者の証明
自営業		地区担当民生児童委員の証明
町外で自営		営業を確認できる書類（事業所得の申告書など）
親族の介護	病気・看護等証明書	地区担当民生児童委員の証明 介護等を必要とする親族の状況を確認できる書類 (介護保険証、障害者手帳などの写し)
病気や心身の障害		診断書または障害者手帳などの写し
妊娠または出産	母子手帳写し添付用紙	母子手帳の写し ※表紙及び出産(予定)日がわかるページ
教育または職業訓練	在学証明書又は受講等を証明する書類	
求職活動	就労予定申立書	ハローワークカード、不採用通知書の写し

※同一世帯で複数の児童が利用する場合、提出書類は、1部で結構です。  
必要に応じ上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

- ◎ **家庭の収入及び課税状況（市町村民税）を確認できる書類**
  - ・ 市町村民税を確認できる書類（令和2年度市町村・都道府県民税決定通知書）

※市町村民税決定通知書は、令和2年6月頃送付されています。

※令和2年1月1日以前から上富良野町に居住されている場合は、役場町民生活課税務班で確認させていただきますので、添付の必要はありません。

※令和2年1月2日以降に上富良野町に転入され、市町村民税決定通知書がない場合は、前住所地の令和2年度市町村民税(非)課税証明書を提出願います。

## ◎ 申請者（保護者）の個人番号（マイナンバー）及び本人確認ができる書類

- ・申請者（保護者）の個人番号カードまたは通知カードのコピー
  - ・申請者（保護者）の本人確認ができる書類のコピー
- ※運転免許証、パスポート、住基カードなど写真付きの証明書類

## 12.利用料（保育料）

令和3年度の利用料（保育料）の予定は、別紙のとおりです。

## 13.認定及び利用料（保育料）の通知

令和3年度新規入園一斉受付の決定通知は、2月中旬の予定です。

## 14.上富良野町の各種助成制度

上富良野町では、令和2年4月から以下の助成制度がスタートしています。助成を受けるには、認定申請が必要です。認定世帯には、認定期間分の助成金を年度末に一括して償還払いします。

### ■教育・保育施設給食費（主食費）助成

対象：町内認定こども園に通う3～5歳児（満3歳の1号認定児を含む）がいる世帯のうち、町民税所得割額非課税世帯。（※生活保護受給世帯は対象外）

助成額：給食費（主食費の実費負担分）

### ■延長保育料助成

対象：町内認定こども園に通う0～2歳（3号認定）と3～5歳児（2号認定）で18時から18時30分の延長保育を利用するお子様のいる世帯のうち、町民税所得割額非課税世帯。

助成額：100円（1回の利用につき）

### ■一時預かり利用料助成

対象：就園前のお子様のいる世帯のうち、町民税所得割額非課税世帯。

助成額：200円（1時間につき）

## 15.その他

お子さんの発達がゆっくりと思われる場合、お子さんの発達について心配なことがある場合、医療的ケアが必要な場合、その他お子さんの健康状態等から教育・保育施設へ預けることについて心配なことがある場合は、利用申込み前にあらかじめ保健福祉課子育て支援班もしくは児童相談支援センターにご相談ください。



## 16. 問い合わせ

保健福祉総合センター「かみん」【〒071-0561 上富良野町大町 2 丁目 8 番 4 号】  
保健福祉課子育て支援班【電話 0167-45-6987】  
児童相談支援センター【電話 0167-45-6987】までお気軽におたずねください。



上富良野町